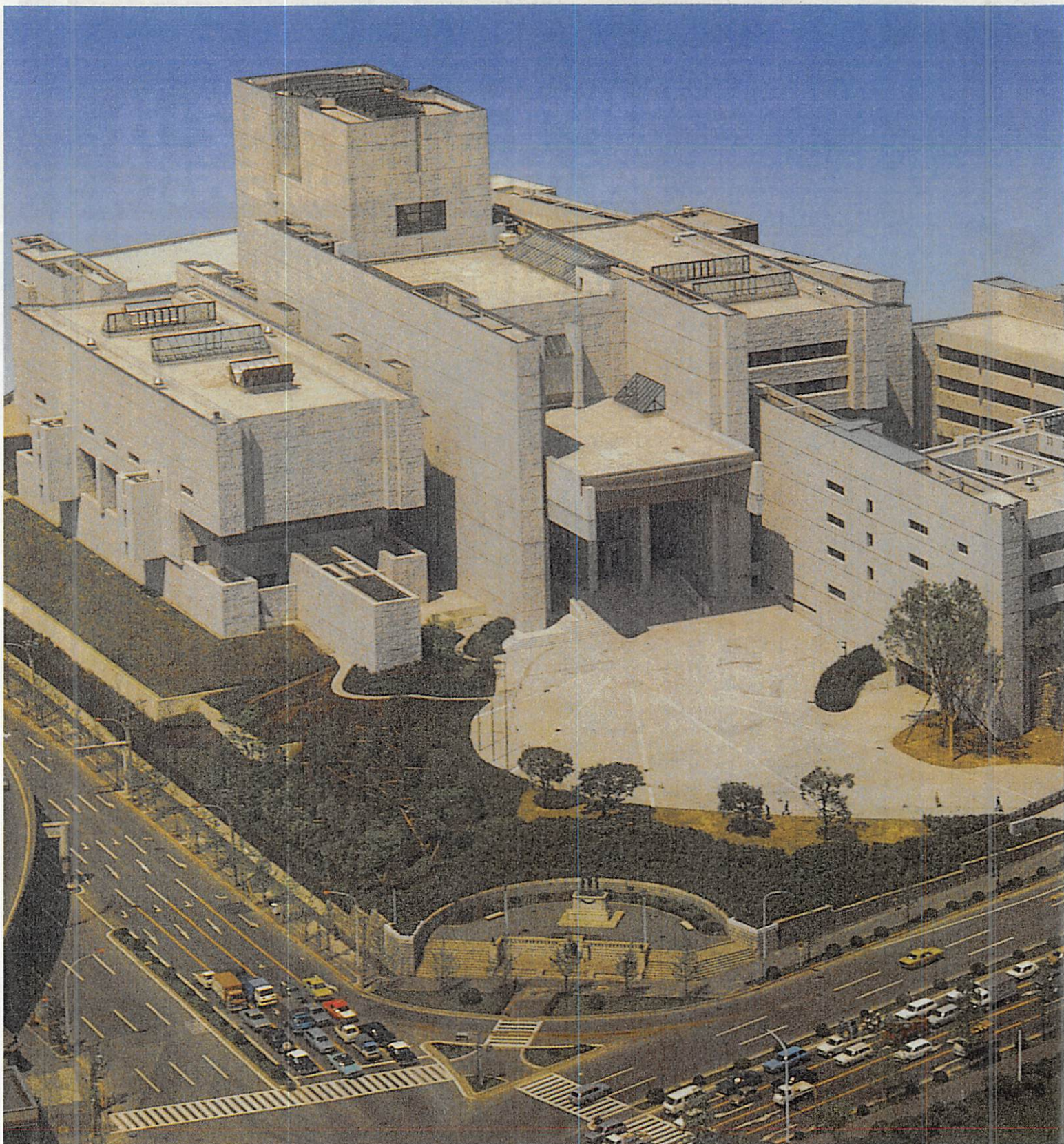


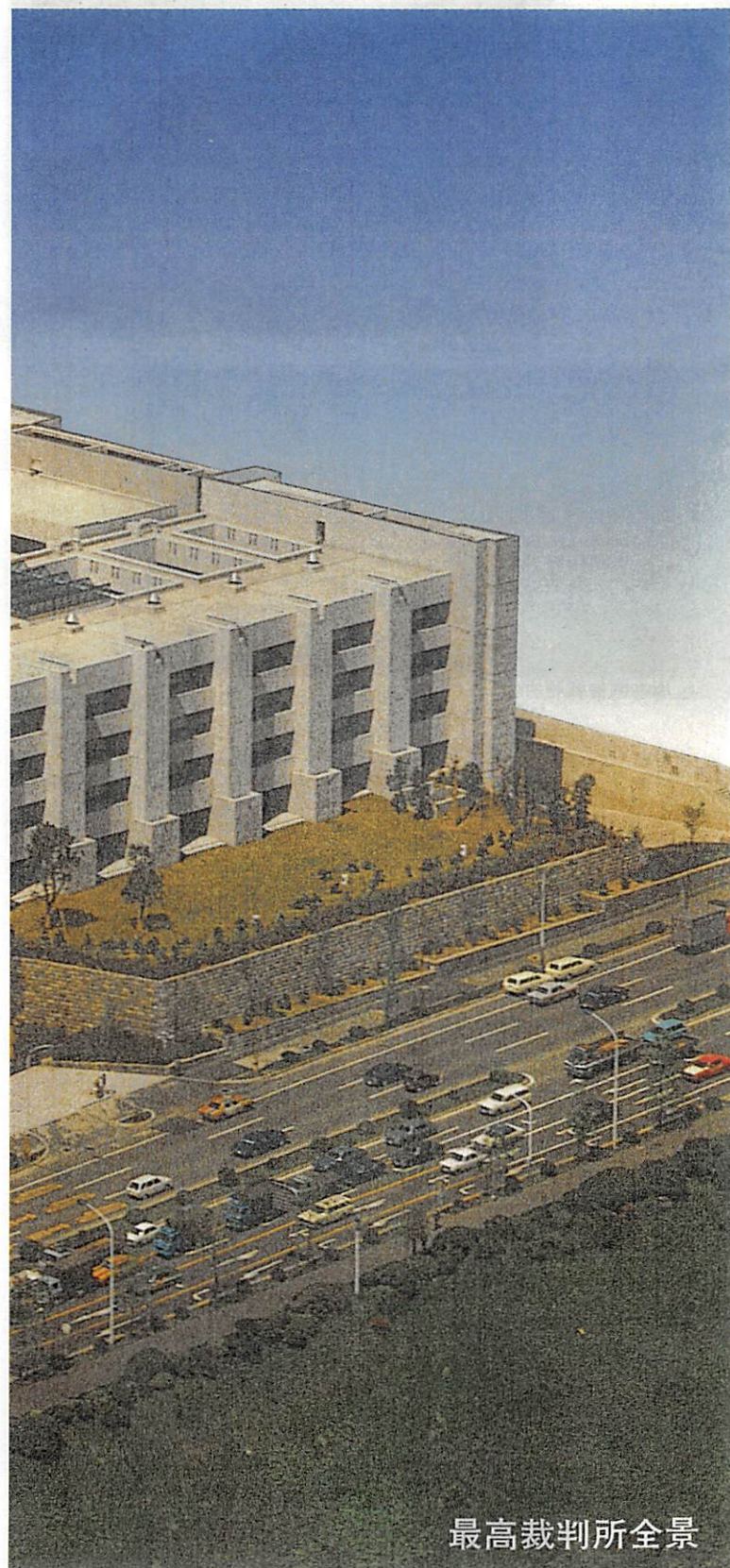
裁判所受験案内

裁判所職員を志望する方 のために

充実した,



誇りを持てる仕事です。



最高裁判所全景

**裁判所は、
あなたの能力と
ファイトに
期待しています。**

「社会あるところ、法あり」ということわざがあるとおり、大勢の人が、一つの社会を作って平和に安全に生活していくためには、どうしても社会生活のルール(憲法や法律)が必要です。しかし、憲法や法律があっても、それが実際に守られなければ何なりません。そこで、法律が実際に守られるようにするための裁判が必要になります。

私たちの社会に起こる様々な争いは、裁判所が憲法や法律に照らして解決します。争いがあるときは、公平な第三者があらかじめ決められたルールに従って判定するという仕組みは、争いを平和的に解決するために欠かすことができません。

このように、社会に起こる争いについては、国民だれもが、裁判所で憲法と法律に従った正しい解決を得ることができます。その保障があるからこそ、人々は安心して平和な生活をしていくことができるのです。

裁判所で働く人々は、直接裁判にたずさわる人はもちろん、そうでない人も、この信頼に応える使命を負っています。

悩みを抱え、知人に相談したり、あちこちの相談所を回ったが解決できず、最後に裁判所を訪れ、和解や調停で円満に解決した当事者が笑顔で裁判所を出て行く姿を見送る時、この仕事を選んで良かったと実感します。

人間が好きだから、人との触れ合いを大切にしたいから、大学で学んだ法律知識を生かして専門的な仕事をしたいから、このような気持ちのあなたにとって、裁判所はやりがいのある、誇りを持って働ける職場です。

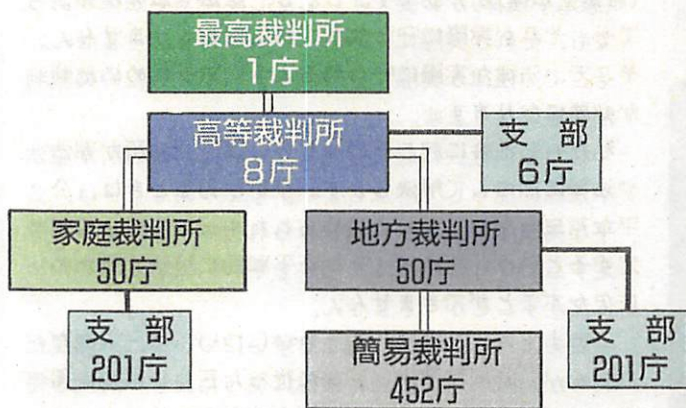
あなたの希望の勤務地は？

裁判所は、民事及び刑事事件の裁判のほか、行政事件も含めてすべての争訟の裁判を行っています。その裁判所が、他の国家機関や政治的、社会的勢力から干渉を受けたのでは公平な裁判を行うことができず、社会秩序は乱れてしまいます。

そのため、司法権は裁判所に、立法権は国会に、行政権は内閣にそれぞれ帰属させるという三権分立の制度を確立させるとともに、お互いにその権限を行使するに当たって行き過ぎるのを防止するため、三権相互の抑制と均衡が図られています。

また、裁判官は、法と良心のみに従って、裁判を行うべきものとされ、裁判官の職務の独立が図られています。この職務の独立は、司法権の独立といって、裁判官の身分を憲法で保障することにより守られています。

裁判所には、裁判官のほかに、裁判を直接支える裁判部の職員や裁判所の組織を支え、間接的に裁判を支える事務局の職員が大勢働いていますが、一人一人の職員みんなが、裁判の円滑な事務処理にかかわり、日本の社会秩序の維持に貢献している誇りを持って、明るく活気のある職場を作っています。



裁判所は、上の図に示される五つの種類があります。

最高裁判所は、最上級、最終の裁判所で、高等裁判所がした裁判に納得がいけない場合に申し立てる上告などを取り扱います。法律や政令が憲法に合うか合わないかについて最終的に判断を下すので憲法の番人と言われています。

高等裁判所は、地方裁判所、家庭裁判所などがした裁判に納得がいけない場合に申し立てる控訴、抗告などを取り扱います。

地方裁判所は、民事事件でも、刑事事件でも、ほとんどすべての訴訟事件の第一審の裁判を取り扱います。

家庭裁判所は、家庭に関する事件(家事事件及び少年事件)を総合的に取り扱います。

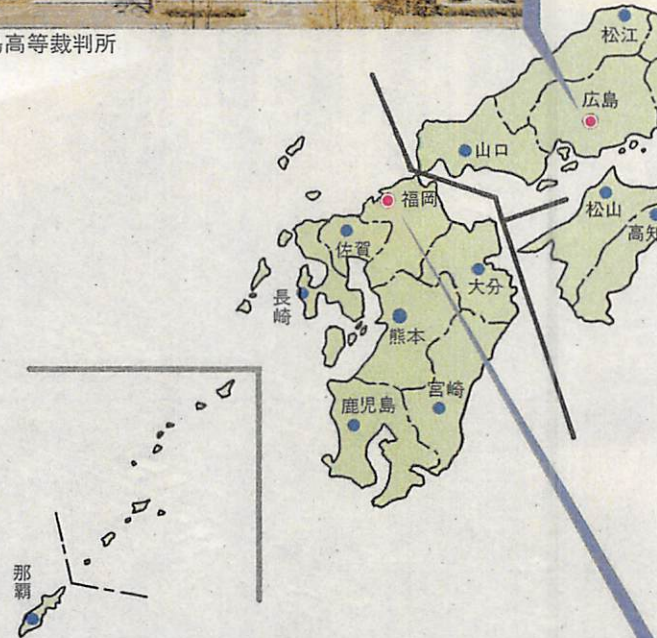
簡易裁判所は、比較的簡単な民事事件と比較的軽い罪の刑事事件の裁判を取り扱うほか民事の調停も取り扱います。



大阪高等裁判所



広島高等裁判所



福岡高等裁判所



名古屋高等裁判所



凡 例

- 最高裁, 高裁, 地裁, 家裁
- 高裁, 地裁, 家裁
- 地裁, 家裁
- 高裁界
- - - 地裁界



札幌高等裁判所



仙台高等裁判所



東京高等裁判所



高松高等裁判所



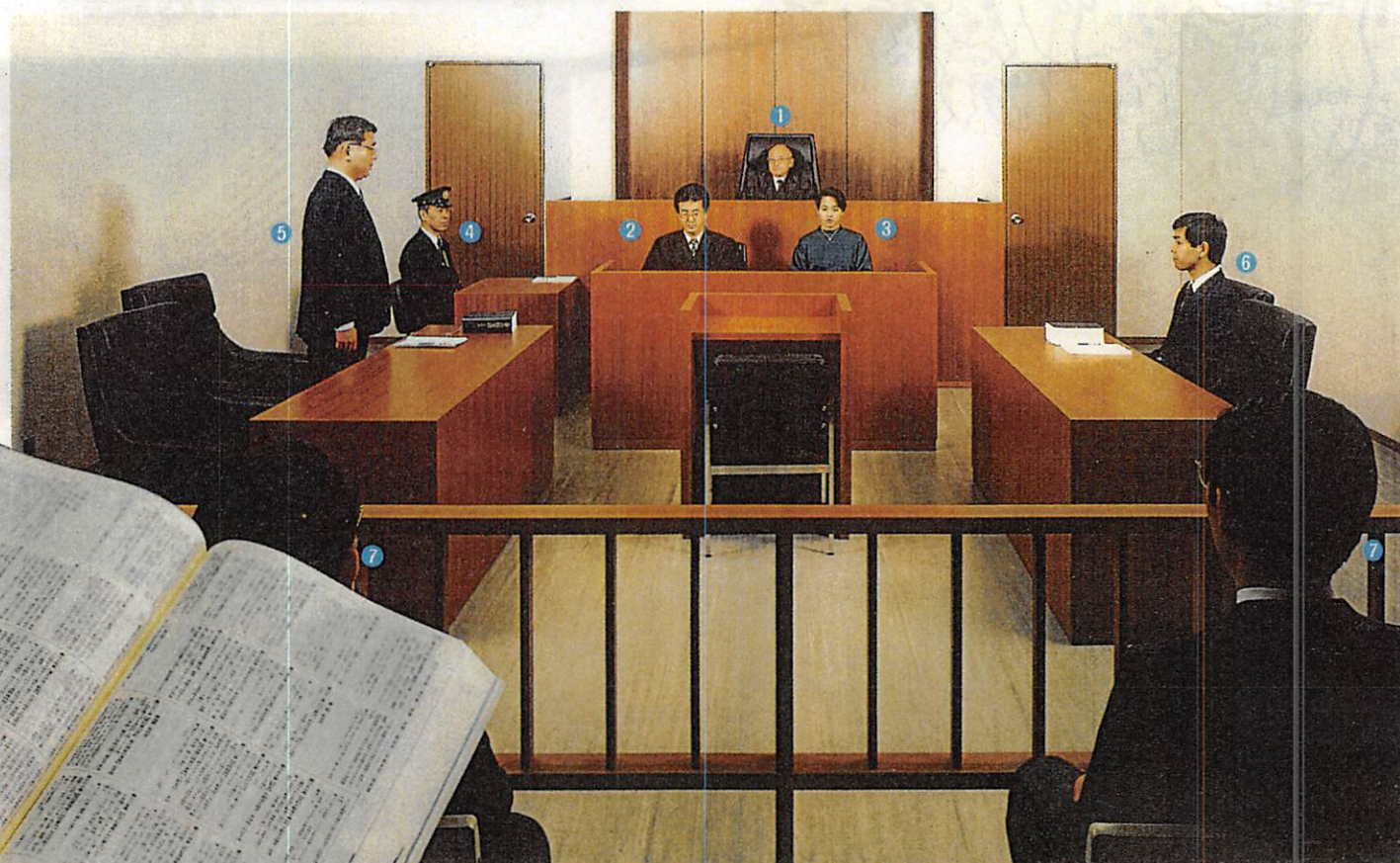
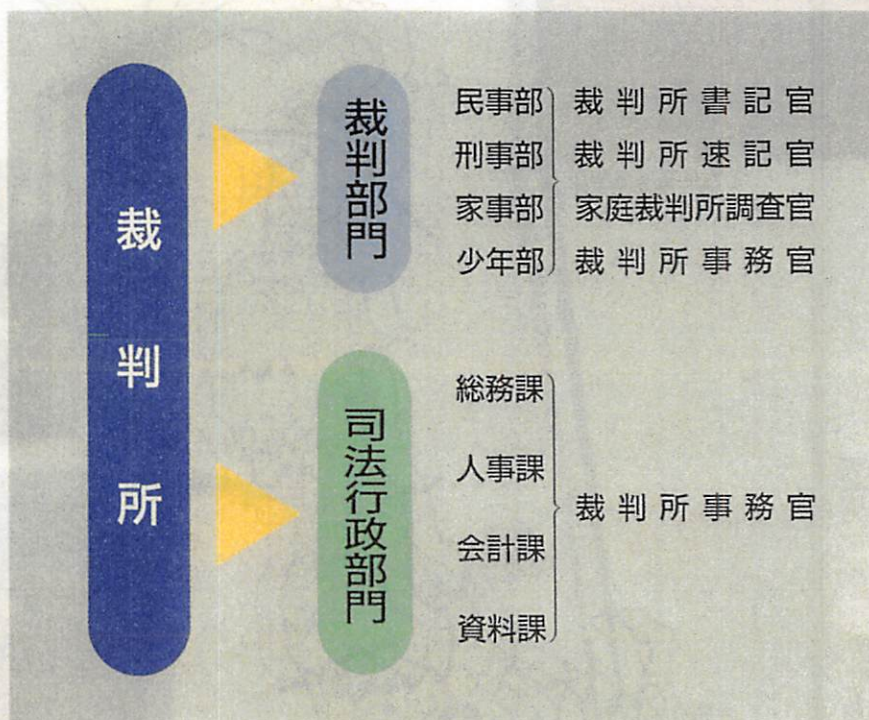
最高裁判所

あなたの希望の職種は？

裁判所の機構は、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。

裁判部門では各種の事件を裁判官が審理裁判しますが、それを補助する機関として裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官等が置かれています。

司法行政部門では、裁判を行うのに必要な人的、物的機構を供給・維持して、裁判事務の合理的・効率的な運用を図るための事務を主として行う事務局(総務課、人事課、会計課等)が設置され、裁判所事務官等がそこで職務を行っています。



民事裁判 ①裁判官 ②裁判所書記官 ③裁判所速記官 ④廷吏
⑤原告代理人 ⑥被告代理人 ⑦傍聴人

裁判所事務官

各裁判所の事務局や裁判部に配属され、総務課、人事課、会計課等の司法行政事務の全般を処理したり、民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件等の裁判に関する事務を処理します。

裁判所事務官の中には、裁判所書記官を目指している者も大勢おり、書記官研修所入所を目指して頑張っています。

裁判所書記官

法律の専門家として書記官固有の権限で法廷に立ち会い調書を作成したり、裁判記録を保管したりその他裁判官の裁判事務の補助をしたりします。

裁判所書記官になるには、裁判所書記官研修所入所試験に合格し、1～2年の研修を修了しなければなりません。

裁判所書記官は、その高度な専門性、職務の特殊性から、俸給額に一定金額が加算されます。

裁判所速記官

訴訟の審理に立ち会い、速記器械を用いて、発言の内容を逐語的に記録します。

裁判所速記官になるには、裁判所速記官研修生として採用された後、裁判所書記官研修所速記部に入所し2年間の研修を受ける必要があります。

家庭裁判所調査官

家事事件に関する各種の審判・調停事件の処理に必要な調査を行ったり、少年事件で少年が非行に至った動機、原因、生育歴、性格、生活環境等を調査したりしますが、ケースワーカーとしての能力も要求されます。

家庭裁判所調査官になるには、家庭裁判所調査官補として採用後、家庭裁判所調査官研修所に入所し2年間の研修を修了することが必要です。

家庭裁判所調査官は、その高度な専門性、職務の特殊性から、俸給額に一定金額が加算されます。



少年審判

- ① 裁判官
- ② 家庭裁判所調査官
- ③ 裁判所書記官
- ④ 廷吏
- ⑤ 少年及び両親
- ⑥ 付添人

執務をしている裁判所事務官



ソクタイプ（速記器械）



可能性に挑戦 ▶ 裁判所事務官

実務を通して 法律を学ぶ

平成元年採用 神本美保



(現在の仕事・その魅力は?)

私の所属する部は、通称「商事部」といわれ、商法関係の事件（例えば、株主総会決議無効確認などの訴訟事件や特別清算などの商事非訟事件）や会社更生事件を扱っています。このような様々な事件処理を補助したり、円滑な処理が行われるためのいろいろな庶務的事務が私の仕事です。

裁判所は、具体的な争訟を解決する機関であり、そこにはこれまで学んだ法律だけでは思いもよらなかったようないわゆる実務上の問題がたくさんあります。つまり、理論を踏まえた上で、具体的な案件に対し、どう法律を適用するのかという問題です。

このような問題に直面しながら仕事ができるということは、法律に興味を持ち、法律に関する職に就きたいと思っている方にとっては、この上なく魅力的な職場ではないでしょうか。

(裁判所職員になった理由は?)

大学で学んだ法律に実務を通して触れることで、より深く法律を学ぶことができる職場だと考えたからです。

裁判で決断を下すのは、もちろん裁判官ですが、その処理の過程や手続きに関与し、ともに勉強し、考え、社会を見つめる、いわば時代の最先端を行かなければならない裁判所での仕事は、とてもやりがいのあるものだと思います。

(皆さんに一言)

自分自身の頑張り次第で道が開ける職場に、皆さんも勤めてみませんか。



能力を 発展できる職場

平成元年採用 斉藤竜也



(現在の仕事・その魅力は?)

私が所属する人事課任用第二係は、裁判官を除く一般職員の人事異動及び各種試験の実施を担当している係です。裁判所が円滑に運営されていくためには、裁判所で働くスタッフの充実が必要であり、その実現には、より良い人材のより良い配置を行うことが重要であり、その役目を担っている係なのです。ですから、仕事の責任も重く、大きなやりがいもあります。自分の腕で2000人弱の東京地裁職員を支えているというつもりで仕事をしており、それが一番の魅力です。

(裁判所職員になった理由は?)

裁判所職員を志望する人の大半は、司法を担う者の一人になることを夢見ており、私もその一人です。私の当面の目標は、書記官になることで、現在も勉強の最中です。裁判所というところは、自己の目標へ向けて能力を発展できる職場であると思います。

(皆さんに一言)

裁判所には、国民からの期待に応える責任があり、そこで働いていることを誇りに思っています。これからは、開かれた裁判所でなければなりません。あなたがたの若い力が必要です。採用試験の会場で、熱いあなた方に会えることを楽しみにしています。



元気に自分らしく 頑張っています

平成2年採用 相澤奈津子



(現在の仕事・その魅力は?)

総務課に勤務し、所長室における秘書的事務一般、主に予定表の管理と来客の応接を担当しています。これは、裁判所の中心的業務である裁判部の仕事(裁判に直接かわる仕事)に限らず、どんな仕事にも挑戦してみたいという採用前からの希望がかなったのです。

事務局の仕事には、裁判所の組織を運営していくという重要な役割があり、やりがいがあります。今はまだ、学ぶこと、教えられることばかりの毎日ですが、充実しています。

(裁判所職員になった理由は?)

努力次第で、裁判所書記官の資格を得る道が開かれているということです。その道は険しく、特に採用後間もないうちは、社会人の生活ペースに慣れるまで思うように勉強もはかどりません。しかし、職場全体が協力的で、力になってくれる上司や先輩も多いので、あとは本人の努力次第だと思います。

(皆さんに一言)

良い環境で仕事ができるということは、自分を成長させるために、そして、自分らしく生きるためにとても重要なことだと思います。裁判所という恵まれた環境の中で、今日も私は、元気に、自分らしく頑張っています。



求められる 自分の判断

平成元年採用 北原信一



(現在の仕事・その魅力は?)

平成元年4月に経理課に配属となりました。配属先を聞いた時、文科系の典型である私は、非常な戸惑いを感じました。しかし、そのような私が、今では電卓やパソコンを不自由なく使えるようになったのは、自由に仕事をさせてくれる職場の雰囲気や、まわりの諸先輩や上司の親切な指導のおかげです。

私が今行っている主な仕事は、どのようにすれば合理的にパソコンを利用することができるかということです。責任は重大な反面、大変やりがいがあります。

ところで、経理課でも仕事はあくまで法律に基づいて行われていますので、特別法や規則、さらに民法の知識が必要となります。そして、問題解決のために、自分の判断が求められますので、仕事への興味は尽きません。

(裁判所職員になった理由は?)

大学時代は法学部だったこともあり、法律に密着した仕事をしたいという気持ちで裁判所を選びました。現在でも、その選択は間違っていなかったと思います。さらに、書記官になれば、より法律に密着した仕事につくことになります。

(皆さんに一言)

もし、多少なりとも法律に興味があり、法律の勉強を続けたいという気持ちがあるなら、裁判所の仕事は、やりがいのあるものであると思います。



事件をみつめる冷静なまなざし

楽しく
明るい職場

書記官

平成元年書記官任官
關澤直人



(現在の仕事は?)

私は、民事部で書記官をしています。書記官の中心的な職務は、口頭弁論や証拠調べに立ち会い、その調書を作成することや執行文の付与など、訴訟に関連する事項の公証事務です。

(仕事の魅力は?)

書記官は裁判手続に関連する仕事をしていますから、訴訟法の知識が要求されますし、判決と同じ効力を持つ和解調書の作成や、条件成就・承継執行文の付与については、高度な実体法の知識が要求されます。このように書記官の仕事は、法律の知識を仕事に生かすことができます。特に、民事執行の関係では、実際には書記官が中心となって仕事をしているという面もあり、ある程度法律知識を持っている人にとっては、やりがいはいっぱいといえるでしょう。また、それだけではなく、証人尋問などを通じ、現実に生起する各種の生々しい紛争を直接肌で感じることができるという点でも、この仕事は興味深いものがあります。



(皆さんに一言)

裁判所というと、暗くて冷たいイメージを持っている人が多いようですし、裁判官や書記官というのは、高齢で世間を超越した仙人のような感じの人しかいないと思っている方も多いと思います。しかし、私のいる部には、20代から30代前半の書記官が多くいます。また、書記官は法廷でうつむきかげんに座っているわけですが、それは、法廷の記録を取っているからであって、別に性格が暗いからそうしているわけではありません。むしろ、普段は、同室の仲間と楽しく上向きかげんで(しかし、まじめに)仕事をしています。職場としての裁判所は、世間一般のイメージと違い楽しいところですよ。



修得した **速記官**
技術を生かせる
そこが魅力

平成元年速記官任官
山下智子



(現在の仕事・その魅力は?)

私は、法廷に立ち会い、当事者本人や証人に対する尋問、供述を速記し、反訳する仕事をしています。発言者の発言を忠実に録取し、それを正確に反訳した速記録は、法廷でのやりとりを残すものとして非常に重要な訴訟記録となります。責任の重い仕事ではありますが、やりがいのある仕事でもあります。

(裁判所職員になった理由は?)

裁判所職員は、国民全体のため、公共の利益のために仕事をしているわけですが、裁判所速記官は、その中で、修得した技術を生かしていける、そこに魅力を感じて、裁判所を志しました。今、私は、裁